

山梨県ケース会議専門家派遣事業実施要綱

（事業目的）

第1条 本事業は、孤独・孤立の問題を抱える者の支援において、法的課題を含む複雑かつ困難事例に対応するため、市町村、地域包括支援センター等（以下「指定機関」という。）が本人の利益を図る目的で開催する会議（以下「ケース会議」という。）に弁護士を派遣し、専門的な助言を行うことにより、支援の適切な実施及び問題の早期解決を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、山梨県（以下「県」という。）とする。

（庶務）

第3条 本事業に関する庶務は、総合県民支援局男女共同参画・多様性推進課総合県民企画室において処理する。

（事業内容）

第4条 本事業においては、孤独・孤立の問題を抱える者の支援に関する支援方針の検討等を行うケース会議に弁護士を派遣し、次の各号に掲げる事項について助言を行うものとする。

- 一 法律問題に関する助言
- 二 支援方針に関する法的観点からの助言
- 三 その他、支援の円滑な実施に必要な法的観点からの助言

（ケース会議）

第5条 本事業の対象となるケース会議は、次の各号の要件をいずれも満たす会議とする。

- 一 指定機関が主催する個別案件に関するものであること。
- 二 当事者の利益を図る目的で開催するものであること。
- 三 孤独・孤立の問題を抱える者に関するものであること。
- 四 金銭問題、債務、相続、住居、家族関係等、契約問題その他の法的課題が含まれるものであること。
- 五 支援方針の検討にあたり、法的観点からの助言が必要と認められるものであること。
- 六 会議の実施場所が山梨県内であること。

2 前項の規定にかかわらず、県が特に必要と認める場合は、本事業の対象とすることができる。

(指定機関)

第6条 ケース会議を開催し、弁護士の派遣を申請できる機関は、次の各号に掲げる指定機関とする。

- 一 市町村
- 二 福祉事務所
- 三 地域包括支援センター
- 四 基幹相談支援センター
- 五 社会福祉協議会
- 六 居宅介護支援事業所
- 七 特定相談支援事業所
- 八 障害児相談支援事業所
- 九 病院（退院調整会議等を含む）
- 十 その他、県が必要と認める機関

(派遣の申請)

第7条 弁護士の派遣を希望する指定機関は、ケース会議開催前に、「山梨県ケース会議専門家派遣事業弁護士派遣申請書」（様式1）を県に提出するものとする。

(派遣の決定)

第8条 県は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、弁護士派遣の可否を決定し、「山梨県ケース会議専門家派遣事業における弁護士の派遣について」（様式2）により申請した機関に通知するものとする。

(弁護士)

第9条 県は、山梨県弁護士会との契約により、本事業において派遣する弁護士を確保するものとする。

(守秘義務及び個人情報の取り扱い)

第10条 弁護士及びケース会議出席者は、会議において知り得た秘密及び個人情報を適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(経費負担)

第11条 県は、本要綱に従い、派遣した弁護士に対し、契約に基づき、予算の範囲内で、報酬及び旅費を支払うものとする。

(報告)

第12条 弁護士派遣を受けた指定機関は、ケース会議終了の日から起算して

15日以内に、「山梨県ケース会議専門家派遣事業実施報告書」（様式3）を県に提出するものとする。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。